ベルギーにおける
労働滞在許可制度の
現状と今後の発展の方向

2020年1月15日

ベルギー日本人会商工委員会セミナー

野村コンサルティング・ヨーロッパ

代表 野 村 正 智

アウトライン

- 労働滞在許可制度「シングル・パーミット」
  - 制度の背景
  - シングル・パーミット申請から交付までの流れ
  - 問題点と緩和策
  - 日本人会、JETRO、BJAによるベルギー政府への要望書
- 今後導入が予定されている企業内派遣者に対する「ICTパーミット」制度

労働滞在許可制度
「シングル・パーミット」

制度の背景

- 「EU加盟国で居住し就労する、EU外の国籍保有者に対する、単一許可のための単一申請手続きと、合法的に加盟国で居住、就労するEU外の国籍保有者の共通の権利に関する2011年12月13日付欧州議会理事会指令2011/98/EU」のベルギー国内法導入。
  - 申請手続きを一本化する（Single application procedure）。
  - 就労と居住のための許可を一本化する（Single permit）。
  - ベルギーに90日以上滞在し就労する場合に適用される。
  - 加盟国国内法導入期限：2013年12月25日。

シングル・パーミット
申請から交付までの流れ

- 派遣者、雇用主による申請書類・添付書類の作成、取得。
- 雇用主による地域当局への申請。
- 地域当局による審査。
  - 15日以内に申請書類に不備がないかどうかを審査。
  - 15日以内に「就労」を許可する決定した場合、その旨を申請書類と共に、内務省移民局に送付。
  - 15日以内に「就労」を許可する決定を行わない場合、書類のコピーを移民局に送付し、両者が並行して審査を行う。
- 移民局による審査。
  - 地域政府からの書類送付時に既に「就労」が認められている場合、移民局が「滞在」の許可を認めた時点で、移民局から申請者にその旨を連絡。
  - 並行審査の場合、地域当局による「就労」許可と移民局による「滞在」許可が揃った時点で、移民局から申請者にその旨を連絡。
- 交付
  - 交付対象者が、日本など、ベルギー外居住者の場合、申請時の居住地の在外公館に連絡、長期滞在ビザ取得を可能にする。ベルギー赴任後、居住地のコミューンを通じて、外国人（住民）登録を済ませた時点で、いわゆるIDとして交付。
  - 交付対象者が、ベルギー居住者の場合、コミューンを通じて、交付（更新時）。
- EU指令では、4カ月以内に発行することを求めている。

問題点と緩和策

- シングル・パーミット導入以前は、地域当局が労働許可証を交付した時点で、在外公館で、長期滞在ビザを申請、取得することができた。
- シングル・パーミット手続きでは、内務省移民局による審査が、労働滞在許可までのプロセスに加わった。
- 移民局の人員不足が、シングル・パーミット交付の大幅な遅れをもたらした。
- 外部からの新規雇用が認められていないため、内部の異動で審査要員を増やして対応している。
  - 審査担当者により、審査時間が大きく異なる。
  - オランダ語の担当者の方が、フランス語の担当者より、人員が多いため、審査時間が短くなる傾向がある。
- 緊急に赴任しなければならない場合、90日以内の労働許可証と、シングル・パーミットを同時に申請し、90日以内の労働許可証が交付された時点で、査証免除期間（90日）を利用してベルギーに赴任することが可能。

日本人会、JETRO、BJAによる ベルギー政府への要望書

- シングル・パーミットの交付が大幅に遅れている問題は、ベルギーへの投資、近隣諸国との競争力に悪影響を及ぼす。
- 緊急に、問題を解決する必要がある。特に、近々予定されているICTパーミット導入までに解決する必要がある。
- 2019年12月2日付
- 要望書の宛先
  - 連邦政府：4大臣（移民、労働、内務、外務）、9政党党首
  - フランダース政府：首相（外務）、副首相（労働）
  - ワロン政府：副首相（雇用）
  - ブリュッセル首都圏政府：雇用担当大臣、国際関係・貿易担当大臣

日本人会、JETRO、BJAによる ベルギー政府への要望の骨子

- 労働滞在許可証の審査を4週間で処理すべきこと。
- 交付に要する時間を大きく減らすために、既にベルギーで事業を行っており、信頼できると認められた企業からの申請を、短時間で処理する制度（Trusted Company Scheme/Fast Track Scheme）を導入すべきこと。
- 更新中に、失効した場合、継続して就労できる措置を全地域で導入すべきこと。
- 電子申告を可能にすること。
- 地域政府が「就労」を許可した時点で、査証免除期間（90日）を利用して、ベルギーに赴任することを認める制度を導入すること。
- 申請、審査のための電子プラットフォームを導入すべきこと。

日本人会、JETRO、BJAによる ベルギー政府への要望書への反応

- ベルギー政府は、シングル・パーミット問題の投資に対する悪影響を認識している。
  - 2019年12月-2020年1月：連邦政府・地域政府関連部署、大臣官房による対策会議開催。
  - 審査のスピードアップに焦点。

今後導入が予定されている
企業内派遣者に対する
「ICTパーミット」制度

制度の背景

- 「企業内で派遣されるEU外の国籍保有者の入国滞在条件に関する2014年5月15日付欧州議会理事会指令2014/66/EU」のベルギー国内法導入。
  - 加盟国国内法導入期限：2016年11月29日。
  - 欧州委員会は、ベルギーに対する違反手続きを2017年1月に開始。2019年7月に欧州司法裁判所に、国内法導入遅延に対する罰金を課すよう訴えを起こした。（ 2016年11月29日以降、導入あるいは判決までEUR4,088.25/日、判決後EUR36,794.25 /日）
- 2019年末～2020年初頭に法案が連邦議会に提出される予定。
  - 新連邦政府の組成に依存しない。

制度の概要（EU指令の規定）

- 90日以上加盟国に滞在する、マネージャー、専門家、トレーニーという3種類の、企業内派遣者を対象。
- 他の加盟国のグループ企業における就労を容易にする。
  - 180日中90日以内の場合、多くの加盟国で通知を求められる。
  - 90日以上の場合、ほとんどの加盟国で申請を求められる。
- 同伴家族に対し就労（雇用、自営業）を容易にする（過半数の加盟国で、申請を不要にしている）。
- 更新限度：マネージャー、専門家（3年）、トレーニー（1年）。
  - 更新限度を超えて滞在する場合には、通常の労働滞在許可証を取得する必要がある。
  - フランダースとブリュッセル首都圏政府は、3年有効のパーミットを交付することを計画。
- 原則として、90日以内に発行（シングルパーミットは4カ月以内）。
- 申請の際、当該
- 加盟国外に居住していることが条件。
- 単一申請手続きによる申請を可能にしなければならない。
- 認定された企業、企業グループに対する簡素化手続き（一部書類の提出免除、スピード審査等）導入の可能性（加盟国のオプション）。

Masatomo NOMURA

Nomura Consulting Europe

+32 475 607952

mnomura_eu@telenet.be